

うきは市空き店舗等活用支援事業補助金の概要 【令和7年度当初予算額：500万円】

【事業の目的】

空き店舗等の利用促進及びまちの賑わいを創出し、地域経済の発展に資するため、市内の空き店舗等を活用して事業活動を実施するものに対し補助金を交付します。

【補助上限】**100万円** 【補助率】**1/2**

【公募期間】令和7年4月22日～5月30日(第1回公募)
令和7年6月2日～6月30日(第2回公募)

【空き店舗等とは】

- ①**空き店舗**: 過去に営業していた実績を有する建物、又は店舗用に整備された建物で、3箇月以上営業が行われていない店舗(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗内のものを除く。)であること。
- ②**空き家**: 3箇月以上無人状態にある建物であって、改装等により店舗として活用するものであること。
- ③**店舗兼住宅**: 過去に営業していた実績があり、3箇月以上営業が行われていない店舗であって、住宅部分と店舗部分が明確に区別でき、改装等により店舗として活用するものであること。

【補助対象事業】

統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として設定された日本標準産業分類に定める産業分類(大分類)のうちI卸売業・小売業、M宿泊業・飲食サービス業、N生活関連サービス業・娯楽業、O教育・学習支援事業、P医療・福祉及び市の商業環境向上に資すると認められる事業。
※前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。(1)風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に定める営業(2)空き店舗を倉庫又は駐車場として利用する場合(3)その他市長が不適当と認める事業

補助対象経費		補助対象期間	補助率	補助限度額
店舗改修費	①店舗部分と住居部分の分離に関する工事 ②既存設置物の処分費 ③店舗改装費(内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気照明等の設置工事に要する経費) ④設計費 【対象とならない経費】 ①店舗部分と住居部分の分離と関連がない住居部分のみの工事 ②土地建物の購入費用	交付決定から 営業開始日まで	1/2	100万円
備品費	①事業実施のために必要であり、店舗内据置きと判断できるもの。ただし、1件3万円(税抜)未満については、消耗品とみなし、補助の対象外とする。 ②使用目的が限定でき、容易に持ち運びができないもの 【対象とならない経費】 ①リース・レンタルで調達したもの ②パソコン・カメラ等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの			

【注意事項】

第1回公募で予算上限に達した場合、それ以降の公募はありません。